

# 睦沢町職員の給与等を公表します

町職員の給与等について、町民のみなさんにご理解いただくため次のとおり公表します。  
ここに掲載している給与などは、すべて税や各種保険料を差し引く前の金額です。

## ● 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の 人件費率
18年度	7,804人	3,100,943千円	174,574千円	788,205千円	25.4%	23.2%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
18年度	100人	331,751千円	31,219千円	140,076千円	503,046千円	5,030千円

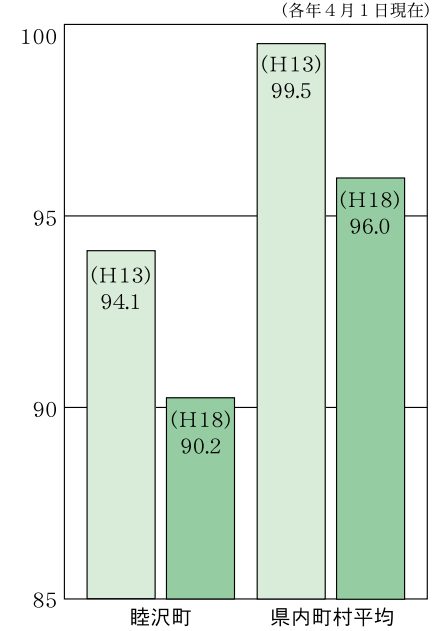
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

### (3) 特記事項

本町では厳しい財政状況を踏まえ、次のとおり給与等の減額措置を行っております

区分	減額措置	実施期間	内 容	
一般職	管理職手当の減額	平成19年4月から当分の間	課長級 上記以外の管理職手当受給者	2%減額 2%減額
	地域手当	平成19年4月から当分の間	支給なし	
特別職	給料月額減額	平成19年4月から 平成20年3月まで	町長	10%減額

### (4) ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

## ● 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	一般行政職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
睦沢町	42.8歳	313,770円	344,604円
千葉県	44.7歳	363,327円	448,059円
国	40.7歳	325,724円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職員の基本給の平均です。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

### (2) 職員の初任給の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	睦沢町	千葉県	国	
一般行政職	大学卒	159,700円	176,800円	170,200円
	高校卒	138,400円	142,800円	138,400円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成19年4月1日現在)

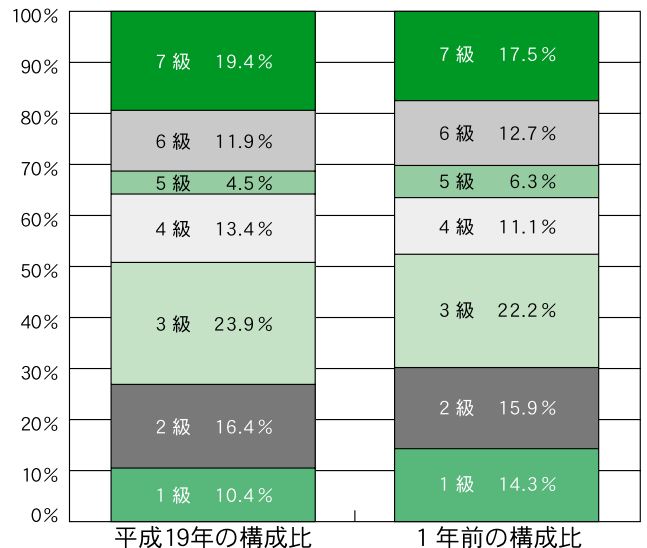
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	231,600円	268,200円	337,600円
	高校卒	203,200円	244,600円	291,800円

## ● 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	課長・主幹	13人	19.4%
6級	課長補佐	8人	11.9%
5級	主査	3人	4.5%
4級	係長	9人	13.4%
3級	副主査・主任主事	16人	23.9%
2級	主事	11人	16.4%
1級	主事補	7人	10.4%

(注) 1 睦沢町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



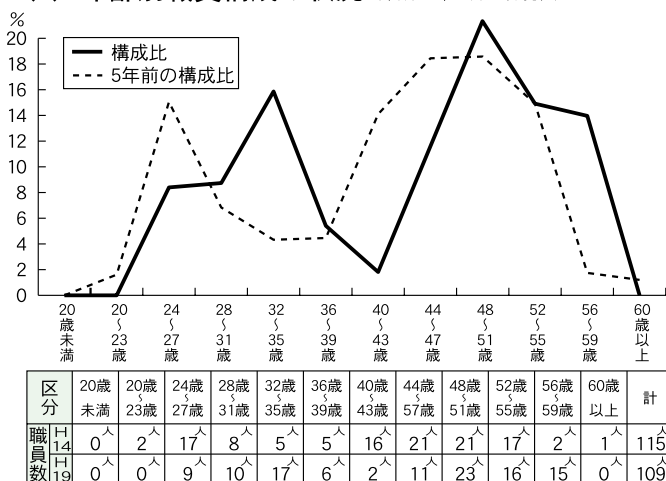
## ● 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対 前 年 増 減 数	
	平成18年	平成19年		
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0
	総 務	19	21	2
	税 務	10	7	△ 3
	民 生	18	18	0
	衛 生	7	8	1
	農 林 水 産	8	7	△ 1
	土 木	3	4	1
	商 工	1	1	0
	小 計	68	68	0
行 特 政 別	教 育	34	33	△ 1
小 計	34	33	△ 1	
公 営 企 業 等	下 水 道	2	2	0
	そ の 他	6	6	0
	小 計	8	8	0
合 計	110	109	△ 1	

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長も含まれています)

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成19年4月1日現在)



### (3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成18年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純 減 数	純 減 率
110人	108人	2人	1.8%

## ● 職員の任免および職員数に関する状況

### (1) 採用・退職者数 (平成18年度)

採用者数	退職者数
1	2

## ● 職員の分限および懲戒処分の状況

### (1) 職員の分限処分の状況 (平成18年度) (2) 職員の懲戒処分の状況 (平成18年度)

降 任	免 職	休 職	降 給	戒 告	減 給	停 職	免 職
0	0	0	0	0	0	0	0

## ● 職員のサービスの状況

### (3) 年次休暇の状況 (3) 育児休業および部分休業の状況 (平成18年度)

平均使用日数	消化率	区 分	育児休業取得者数	部分休業取得者
		男性職員	0	0
8.4日	21.5%	女性職員	3	0
		計	3	0

## ● 職員の研修および勤務成績の評定の状況

職員研修では新規採用職員研修、中級職員研修など広域で実施する研修のほか、千葉県自治専門校などの外部研修機関による研修を行っています。また、職員の職務について定期的に能力や実績などに関する勤務成績の評定を行い、その評定の結果に基づき、昇給や昇任等を行っています。

## ● 職員の福祉および利益の保護の状況

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断を実施しています。

## ● 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

睦 沢 町	国
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,488千円	—
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

### (2) 退職手当 (平成19年4月1日現在)

睦 沢 町	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 5,917千円	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に全職種に係る職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	0円	
支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数
全 域	0 %	全 職 員

### (4) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	0%
手当の種類(手当数)	6

### (5) 時間外勤務手当

平成17年度決算	支給総額	4,287千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	37千円
平成18年度決算	支給総額	3,081千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	28千円

### (6) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内 容	国の制度との異同
扶養手当	配偶者 配偶者以外の扶養親族	13,000円
	1人	6,000円
	満16歳未満の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算	5,000円
住居手当	借家の場合(家賃12,000円を越える場合に限り) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	異なる
	自宅の場合 (新築・購入後5年間)	1,000円 3,000円
通勤手当	交通機関を利用する場合	全額支給
	自家用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,500円から25,970円を支給	異なる

## ● 特別職の報酬等の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等
給 料	町 長 709,200円 (788,000円)
	副 町 長 639,000円
	教 育 長 577,000円
報 酬	議 長 284,000円
	副 議 長 237,000円
	議 員 213,000円
期 末 手 当	(平成19年度支給割合) 4.35月分
	(平成19年度支給割合) 4.35月分

(注) 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。